

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」

に基づく令和7年度取組状況報告書



札幌市子どもの権利総合推進本部

○第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本理念

「子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち」

I 取組の概要

子どもの権利の推進に向けた主な取組	1
子どもの権利に関する推進計画の指標等の状況	1
子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）	3
子どもの権利に関する教育委員会の取組	4

II 取組の状況（推進計画の基本目標ごとの主な取組状況）

基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

1 子どもの権利を大切に社会に向けた取組

(1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施	6
(2) さっぽろ子どもの権利の日事業	7
(3) 学校教育における理解促進に向けた取組	8
(4) 子どもを受け止め、育む環境づくり	12
(5) 子どもの権利侵害から子どもを守る取組	14
(6) 子ども・若者の可能性を広げていくための多様性のある社会の推進	16

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(1) 子どもの意見表明の促進	17
(2) 子どもの参加の促進	19
(3) 多様な体験機会の場の充実	19
(4) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査	20

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(1) 児童相談体制の強化	21
(2) 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援	23
(3) ヤングケアラーへの支援	23

4 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

(1) 子どもをいじめから守る取組	25
(2) 子ども・若者の命を守る取組	26

基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実

(1) 切れ目のない支援と多様なニーズに対応するための伴走型支援	27
----------------------------------	----

2 学齢期・思春期における環境の充実

(1) 不登校の子どもへの支援	28
-----------------	----

3 青年期における環境の充実

(1) 悩みや不安のある若者やその家族に対する相談体制の充実	29
--------------------------------	----

III 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営	30
2 第4次子どもの権利に関する推進計画	30

I 取組の概要

子どもの権利の推進に向けた主な取組

■主な理解促進・意識向上の取組

- 学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携して配布
- 市内の認可保育所・幼稚園等の3歳児クラスの保護者を対象に乳幼児保護者向けリーフレット配布
- 子どもから作品を募集した「子どもの権利 せんりゅう・ポスター展」を計3回開催

■主な子どもの意見表明・参加の促進の取組

- 「子ども議会」に子ども議員25人・ユースファシリテーター10人が参加し、「私たち子どもが暮らしやすいまちにするために必要なことはなんだろう？」という問いのもと、子ども議員自ら設定した5つのテーマについて、考えた成果を市長に報告
- 「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」に計287通の回答
- その他、各局区において子どもを対象としたアンケート、ワークショップを実施したほか、附属機関等への子ども委員の積極的な登用を推進

子どもの権利に関する推進計画の指標等の状況

推進計画の指標等の状況は、下記調査の結果を用いて把握している。

【統計調査の概要】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
統計調査名称	子どもに関する実態・意識調査	子ども・子育てに関する市民アンケート調査(無作為抽出調査)	子ども・子育てに関する市民アンケート調査(オープン調査)
概要	住民基本台帳から札幌市に住む19歳以上の大人5,000人、10～18歳の子ども5,000人を無作為抽出し、郵送方式(ウェブアンケートフォームによる回答も可)で調査。	住民基本台帳から札幌市に住む0～5歳の子どもがいる世帯(大人)3,000世帯、10～18歳の子ども2,000人を無作為抽出し、郵送方式(ウェブアンケートフォームによる回答も可)で実施。	札幌市に住む0～18歳の子どもがいる世帯、小学4年生～18歳の子どもに対しオープン調査で実施。
回収数 ()は回収率	大人 1,777件(35.5%) 子ども 1,679件(33.6%)	大人 1,447件(48.2%) 子ども 696件(34.8%)	大人 10,829件 子ども 19,784件

【活動指標】

指標	対象	令和5年度 《当初値》	令和6年度	令和7年度	目標値 《令和9年度》
子どもの権利についての認知度	子ども	65.2%	70.6%	70.8%	75.0%
	大人	54.4% (62.0%)	62.2% (62.2%)	78.6% (80.6%)	75.0%

※()の数値は0～5歳同居の子どもがいる人の回答割合

【評価】

「子どもの権利についての認知度」は、子どもは70.8%、大人は78.6%であり、大人においては目標値(75.0%)を達成する結果となった。これは、条例制定時からの継続的な普及啓発の取組が幅広い子育て世代に着実に浸透してきた成果と考えられる。また、子どもについても、目標値には達成していないものの、当初値から上昇傾向にある。

【成果指標】

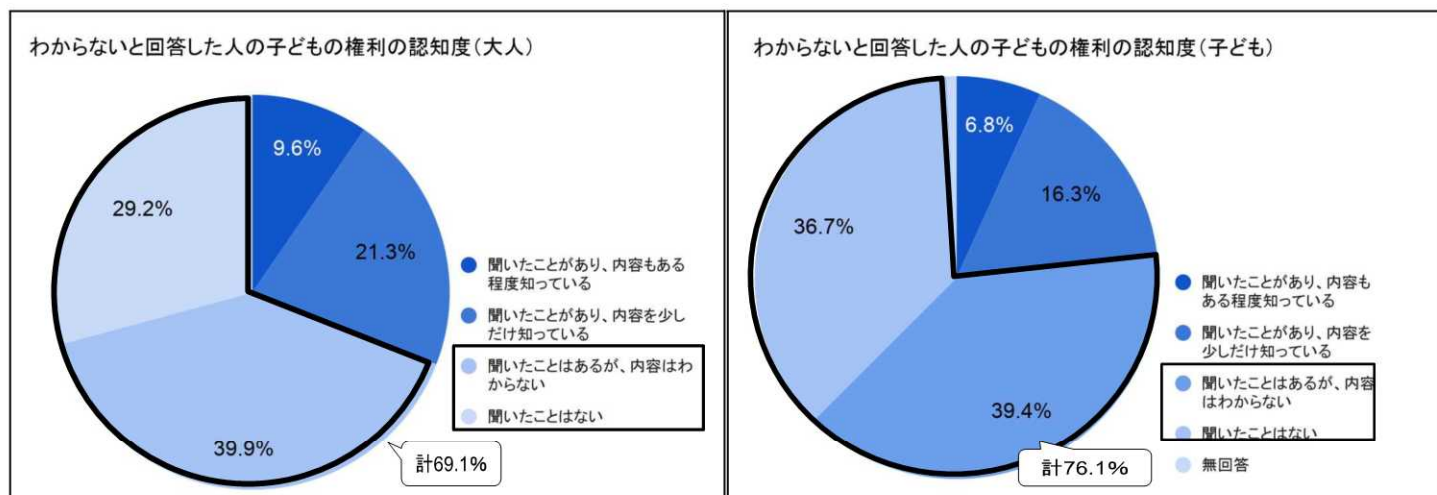
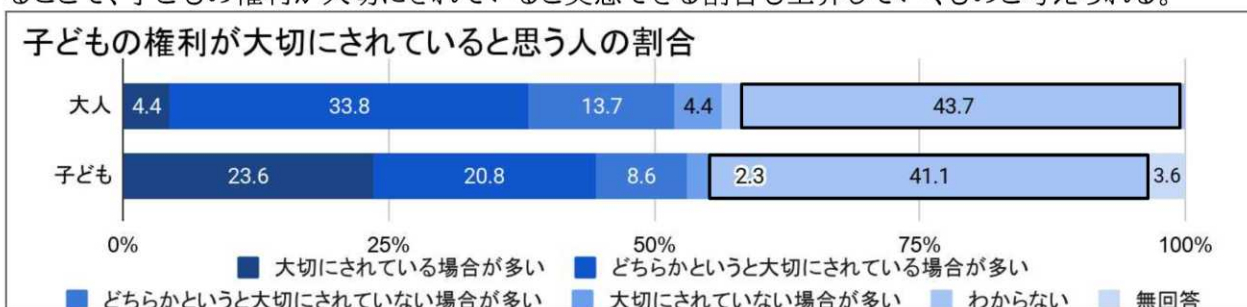
指標	対象	令和5年度 《当初値》	令和6年度	令和7年度	目標値 《令和11年度》
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8%	63.6%	44.4%	70.0%
	大人	37.6% (42.7%)	50.5%	38.2%	65.0%
自分には様々な可能性があると思う子どもの割合		69.0%	71.9%	62.4%	75.0%

※()の数値は0～5歳同居の子どもがいる人の回答割合

【評価】

第4次推進計画の初年度となる令和7年度の成果指標について、「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」は、子どもは44.4%、大人は38.2%であった。また、「自分には様々な可能性があると思う子どもの割合」は62.4%であった。

特に、「子どもの権利が大切にされているか」の問いでは、大人・子どもともに「わからない」と回答した割合が最も高く、そう回答した層の7割が子どもの権利について「聞いたことはあるが内容は分からない」および「聞いたことはない」と答えるなど、子どもの権利の内容を知らない割合が高い傾向にあった。このことから、今後は子どもの権利の具体的な内容の認知と理解をさらに深める普及啓発を進めることで、子どもの権利が大切にされていると実感できる割合も上昇していくものと考えられる。



【まとめ】

「子どもの権利」という言葉自体の普及には一定の成果が見られるものの、その内容理解や守られているという実感に至るまでには課題があることがわかった。

今後は、「子どもの権利が大切にされている」と実感し、自らの可能性を信じられるよう、「子どもの権利」の内容理解に向けた取組や、いじめや虐待などの防止に向けた取組をより一層強化する。あわせて、子どもたちが自ら様々な可能性を感じられるよう、体験や参加の機会の確保していくことで、「子どもの権利が大切にされている社会」の実現を目指す。

子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)

いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに関わる相談から実際の救済までを行う。行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけを行っている。

■相談件数

()は前年度比

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	令和7年度
実件数	948 (7.5%増)	1,136 (19.8%増)	1,144 (0.7%増)	1,085 (5.1%減)	1,141 (5.1%増)
延べ件数	2,886 (10.7%減)	2,705 (6.3%減)	3,238 (19.7%増)	3,234 (0.1%減)	3,041 (5.9%減)

■「調整活動」の件数(調整先別)

調整先	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
学校	17	10	11	11	8
その他 (うち虐待通告)	33 (4)	17 (1)	20 (0)	26 (2)	26 (3)
合計	32 [*]	22 [*]	24 [*]	28 [*]	25 [*]

※ 複数の調整先を持つ案件があるため、調整先別の調整活動件数の合計と調整案件数(25件)は一致しない。

- 令和7年度における学校以外の調整先
市児童相談所(各区家庭児童相談室含む)(18件)、他相談支援機関(3件)、市教育委員会(4件)、医療機関(1件)

■救済の申立て

- 令和7年度の申立て受理件数は3件。1件は学校への調査を実施し、他2件は本制度による調査対象外と判断し、調査実施せず。

■関係機関との連携

- 相談機関相互のスムーズな連携が図れるよう「子どものための相談窓口連絡会議」を開催。
- 学校や地域の関係団体などに対して、活動状況の報告を実施。
- 子どもの権利の普及、地方における子ども施策の在り方を協議することを目的に「全国自治体シンポジウム」へオンライン参加。

子どもの権利に関する教育委員会の取組

教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市「人間尊重の教育」推進事業の実施と併せて、学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ・不登校への対応などを通して、子どもの安心と学びのための環境づくりを進めた。

■教職員向け研修

校長や教員が権利条例について、より一層理解することができるように、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」などで子どもの権利に関わる内容の講義を行った。

また、正しい子ども理解と適切な支援につなげるため、令和6年度から教育センター専門研修において、いじめや不登校、虐待対応等について、対象者を区分した研修講座を拡充している。

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「子どもの権利」	園長・校長53名
初任段階における研修「1年次研修」 新規採用養護教諭研修	講義「教育公務員としての心構え」 講義「子どもの権利」 講義「子どもの貧困対策」 講義「子どもの権利を大切にしたい教育の実践」	対象教員304名
初任段階における研修「2年次研修」	講話「児童生徒への性暴力を防ぐ」	対象教員314名
教職経験研究協議会Ⅰ (5年次研修)	講話「不祥事発生に伴う影響と法的責任について」	対象教員302名
中堅教諭等資質向上研修	講義「児童生徒の性暴力被害の予防と支援」	対象教員229名
教職経験研究協議会Ⅱ (15年次研修)	講話「不祥事発生に伴う影響と法的責任について」	対象教員188名
教育センター 研修講座	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」	教員245名
	講義「不登校への対応」	教員262名
	講義「自殺予防」	教員463名
	講義・演習「いじめの未然防止を図る～ピア・サポート【教諭編】～」	教員104名
	講義・演習「いじめの未然防止を図る【管理職編】」	管理職24名
	講義・演習「不登校と教育相談～子どもの育ちを支える対応【教諭編】～」	教員105名
	講義・演習「不登校と教育相談～保護者や関係機関との連携【管理職編】～」	管理職44名
	講義・演習「ヤングケアラーの理解と支援」	教員73名
	講義・演習「虐待への対応と関係機関との連携【幼児編・児童生徒編】」	教員4名(幼児編) 教員71名(児童生徒編)
	講義・演習「法的視野から考える～いじめ等への組織的対応～」	教員29名

<p>札幌市 教育課程研究協議会</p>	<p>幼児教育段階から高等学校段階までを見通して、 どの子にも「学ぶ力」を育む教育課程の編成につい て協議</p>	<p>園長、校長、教員700名</p>
<p>子ども理解に関わる 研修会</p>	<p>講義「いじめの防止及び自殺予防の取組について」 講義「悩んでいる子どもにできること～ゲートキー パーとしての心得と役割～」</p>	<p>全教職員</p>

II 取組の状況

(第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本施策ごとの主な取組状況)

◆…令和7年度に新規・拡充した取組

基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

1 子どもの権利を大切に作る社会に向けた取組

(1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施

① パンフレット等

権利条例の内容や子どもの権利に関わる具体的な事例を紹介するパンフレットや、救済機関を紹介するチラシ等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
子どもの権利	条例パンフレット (小学4年・中学1年生)	小学4年・中学1年生全員
	Kenri Book(冊子)	一般、地域関係者など
	子どもの権利PRチラシ (一般・高校生)	高等学校、小学1年生全員の保護者など
	乳幼児保護者向けリーフレット	保育所、幼稚園等の3歳児クラスの保護者
	母子健康手帳	妊娠届提出時に配布
	子育てガイド	妊娠期から就学前の子どもの保護者 区の窓口で配布するほか、母子手帳交付時及び出産後の家庭訪問で配付
	絵本・大型絵本(マール)	児童会館、図書館などで貸出、希望した保育所・幼稚園等
子どもアシストセンター	子ども用カード(春と秋)	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒全員
	子ども向けPRステッカー (掲示用)	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校、児童会館、フリースクール、障がい児施設等
	子ども向けポスター	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校
	大人用カード	ドラッグストアの市内店舗、コンビニエンスストアの市内店舗
	大人用チラシ	一般、地域関係者など
	大人向けPRステッカー (掲示用)	保育所・幼稚園・認定こども園、区役所、地下鉄駅、公共施設等
	大人向けポスター	地下鉄各駅、スーパーマーケット

② 広報紙(ニュースレター)

子どもの権利に関する広報紙、子どもの権利救済機関の広報紙を発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース(一般向け)	市政における子ども参加の具体的事例
子ども通信(子ども向け)	市政における子ども参加の具体的事例
あしすと通信(主に保護者向け)	子どもアシストセンターの活動状況や相談事例など(年2回発行)

③ 出前講座等

学校関係者やPTA・保護者、地域団体等を対象に、子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する説明・講座等を実施。令和7年度はペープサートによる動画(札幌国際大学須藤ゼミ・須藤研究室制作)を活用したあしすと子ども出前講座を市内19か所の児童会館で開催したほか、地域関係者や施設職員、子どもに向けた子どもの権利に関する出前講座も実施した。そのほか、様々な機会を捉えて実施した。

《実績》

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施数	27	54	51	57	49

※ 出前講座等対象の内訳:子ども(24)、学校関係者(7)、地域団体等(7)、PTA・保護者(3)、その他(8)



▲札幌国際大学須藤ゼミ・須藤研究室に作成いただいたペープサート動画の一部

④ ユニセフ札幌ラブ・ウォーク

令和7年7月6日(日)に開催された、北海道ユニセフ協会が主催するウォーキングイベントのゴール地点に、子どもの権利について札幌市の取組を紹介するブースを出展。子どもの権利に関する展示とともに、参加者に自分が大切だと思う子どもの権利についてシールを貼ってもらった。

参加者 約250人(シール回答:48人)



(2) さっぽろ子どもの権利の日事業

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

① 子どもの権利 せんりゅう・ポスター展

より多くの子どもが子どもの権利について考えてもらえるよう、子どもの権利をテーマにせんりゅうとポスター作品を募集。せんりゅう、ポスターあわせて658作品の応募があり、その中から入選した奨励賞以上の作品は、ホームページに掲載したほか、展示会を開催した。

また、優秀賞以上の作品は、啓発カレンダーや子どもの権



▲せんりゅう・ポスター展の様子

利広報紙に掲載し、市内の学校や関係機関に配布した。

《展示会 開催概要》

期 間	場 所
令和7年11月19日(水)～ 11月25日(火)	アリオ札幌1階えぞゆり エレベーター横
令和7年11月25日(火)～ 11月28日(金)	札幌駅前通地下広場 憩いの空間
令和8年1月25日(日)	札幌駅前通地下広場 北3条西交差点広場



きみとぼく
でびることは
ちがうんだ

▲令和7年度最優秀作品

② 札幌市青少年育成大会

令和7年11月1日(土)かでの2・7にて開催された青少年育成大会の会場に子どもの権利せんりゅうポスターの優秀賞以上の作品を展示し、積極的な普及啓発を進めた。

(3) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施(教育センター等における研修)

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び初任者を対象とした研修や一般教諭向けの研修講座を実施するとともに、全ての幼稚園・学校を対象とした「札幌市教育課程研究協議会」において説明を行った。

《新任管理職研修》

実施日時/対象	令和7年4月16日(水)9時50分から10時20分 新任管理職研修受講者(園長・校長53名)
内 容	講義「子どもの権利」 講師:子)子どもの権利推進課長
	新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育の一層の充実や、子どもアシストセンターの取組等について講義を行った。

《初任段階における研修「1年次研修」・新規採用養護教諭研修》

実施日時/対象	動画視聴による研修にて実施 配信期間:令和7年4月17日(木)～令和8年3月31日(火) 初任段階における研修「1年次研修」・新規採用養護教諭研修受講者(幼・小・中・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校教諭304名視聴)
内 容	講義「子どもの権利」、「子どもの権利を大切にしたい教育の実践」、 「子どもの貧困対策」、「教育公務員としての心構え」 講師:子)子どもの権利推進担当係長、教)教育課程担当課指導主事 子)子どものくらし支援担当係長
	初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

≪2年次研修≫

実施日時/対象	令和7年4月 24 日(木)14時15分から14時45分 2年次研修受講者(314名)
内 容	講話「サービスについて」児童生徒への性暴力を防ぐ 講師:有識者 教職経験2年目の教諭に対して、性暴力の発生を防ぐための指導の留意点や打ち明けられた時の対応の仕方について講義を行った。

≪教職経験者研究協議会Ⅰ(5年次研修)≫

実施日時/対象	令和7年5月15日(木)11時35分から12時05分及び16時05分から16時35分 5年次研修受講者(302名)
内 容	講話 不祥事発生に伴う影響と法的責任について 講師:弁護士 教職経験5年目の教諭に対して、性暴力の事例と刑罰の例、周囲に与える影響について講義を行った。

≪中堅教諭等資質向上研修≫

実施日時/対象	令和7年5月9日(金)9時50分から10時20分 中堅教諭等資質向上研修受講者(229名)
内 容	講義「児童生徒の性暴力被害の予防と支援」 講師:臨床心理士 中堅教諭に対して、性暴力に係る現状、性暴力を受けた児童生徒の支援について講義を行った。

≪教職経験者研究協議会Ⅱ(15年次研修)≫

実施日時/対象	令和7年5月8日(木)14時15分から14時45分 15年次研修受講者(188名)
内 容	講話 不祥事発生に伴う影響と法的責任について 講師:弁護士 教職経験15年目の教諭に対して、性暴力の事例と刑罰の例、周囲に与える影響について講義を行った。

≪教育センター研修講座≫

実施日時/対象	令和7年7月18日(金)～ …教員245名視聴
内 容	講座「いじめの対応と学校体制の在り方」【動画配信】 講師:教)児童生徒担当課指導主事 いじめ等のない信頼される学校づくりに向けた取組や、いじめに対する組織的対応の在り方についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和7年7月18日(金)～ …教員262名視聴
内 容	講座「不登校への対応」【動画配信】 講師:教)教育相談担当課指導主事 本市における不登校施策、各施設の効果的な活用の仕方及び不登校についての基本的な考え方や現状についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和7年7月18日(金)～ …教員463名視聴
内 容	講座「自殺予防」【動画配信】 講師:教)児童生徒担当課指導主事

	青少年の抱える問題や自殺の実態について、また自殺の危険段階に応じた適切な対応についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和7年8月19日(火) …教員104名参加
内 容	講座「いじめの未然防止を図る～ピア・サポート【教諭編】～」 講師:有識者
	いじめや不登校の未然防止に関するピア・サポートについての講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和7年9月4日(木) …管理職24名参加
内 容	講座「いじめの未然防止を図る【管理職編】」 講師:大学教授
	いじめや不登校の未然防止に関する保護者や関係機関との連携について講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和7年8月20日(水) …教員105名・管理職44名参加
内 容	講座「不登校と教育相談～子どもの育ちを支える対応【教諭編】～」 「不登校と教育相談～保護者や関係機関との連携【管理職編】～」 講師:大学教授
	不登校の要因や背景、教育相談の基本的な考え方を学ぶとともに、保護者への対応等について講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和7年8月20日(水) …教員73名参加
内 容	講座「ヤングケアラーの理解と支援」 講師:有識者
	ヤングケアラーについて、正しい知識や支援の方法、近年の動向についての講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和7年8月21日(木) …教員4名参加
内 容	講座「虐待への対応と関係機関との連携【幼児編】」 講師:札幌市児童相談所職員
	児童相談所の役割や乳幼児をもつ保護者の育児不安や家庭における虐待防止の在り方について講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和8年1月9日(金) …教員71名(児童生徒編)参加
内 容	講座「虐待への対応と関係機関との連携【児童生徒編】」 講師:札幌市児童相談所職員
	児童相談所の役割や学校教育における虐待対応の在り方について講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和7年7月28日(月) …教員29名参加
内 容	講座「法的視野から考える～いじめ等への組織的対応～」 講師:弁護士
	学校で発生する事例に対する法的視野での対応の在り方についての講義と演習を実施した。

＜札幌市教育課程研究協議会＞

実施日時/対象	令和7年11月20日(木)、27日(木)、28日(金)…市内幼稚園園長、市内学校校長、教頭、教員737名参加
内 容	幼児教育段階から高等学校段階までを見通して、どの子にも「学ぶ力」を育む教育課程の編成について協議した。

《子ども理解に関わる研修会》◆

実施日時/対象	令和7年7月18日(金)～9月30日(火)…全ての市立園・学校
内容	全ての市立園・学校において、教職員一人一人が、ゲートキーパーとしての基礎的な素養を身に付け、適切に対応することができるよう、各園・学校において研修会を実施した。

② 「人間尊重の教育」教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、「人間尊重の教育」推進事業を実施した。その取組の一環として「人間尊重の教育」フォーラムを開催し、今日的な人権課題を窓口に、多様性を認め合う学校教育の在り方をテーマにした行政説明、講演を行った。

《「人間尊重の教育」フォーラム》

実施日時/対象	令和7年12月26日(金)…市内幼稚園園長、市内学校校長、教頭、教員359名参加
内容	子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりに向けて「さっぽろっ子自治的な活動の推進」、「多様性に向き合う学校教育の推進」の二つのテーマについて基づいて行政説明、講演をした。フォーラムの中では、中学校の代表生徒が自治的な活動について、各校の取組等を発表した。

③ さっぽろっ子自治的な活動

各学校において、全ての札幌市立小・中学校の子どもが関わって策定された全市共通の合言葉となる「さっぽろっ子宣言『プラスのまほう』」に込められた思いや願いの実現に向けて、子どもが主体的に活動する「さっぽろっ子自治的な活動」を推進した。



【取組例1: さっぽろっ子サミット】

全市の中学校から代表生徒が集まり、学校づくりについて自分たちができることを考え、意見交換する「さっぽろっ子サミット」を開催し、子どもが自分の意見を表明できる機会を創出した。



【取組例2】

校区内の清掃活動や安全マップ作りなど、町内会等とも連携を図りながら、子どもが地域づくりについて考え、参加することを大切に活動が見られた。



(4) 子どもを受け止め、育む環境づくり

① 青少年健全育成の取組

地域において青少年の健全育成を推進するため、連合町内会単位に各地区育成委員会を組織(90地区)し、社会参加や多様な体験機会等の提供、安心・安全の環境づくり事業など、町内会、学校など関係団体と連携を図りながら、地域の特性を生かしたさまざまな活動を行っている。

子どもの問題行動に早期に対応するため、子ども未来局及び各区役所に配置された少年育成指導員が、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や悩みごと等へのアドバイスを行うほか、地域の諸団体へ青少年の健全育成・非行化防止に向けた取組の支援を行っている。

また、令和7年11月1日(土)札幌市教育文化会館で、青少年育成活動に関わる団体や個人が集い、次代を担う青少年の健全育成における課題について、講演を通して考える機会とする札幌市青少年育成大会を開催した。

《令和7年度 札幌市青少年育成大会 講演会》

内 容	講師：秋山 千佳(ジャーナリスト)
	《子どものSOSきこえていますか》 子どもの発する小さなSOSを受け止める方法について講演した。

② 子どものくらし支援コーディネート事業

子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が地域を巡回して、困難な状況にある子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげている。

また、令和6年度から巡回先を認可外保育施設にも拡大して実施し、令和7年度は52施設に訪問した。巡回訪問による関係性の構築・取組の周知に努めた結果、施設からは、次のような相談等が寄せられ、助言・連携等を図ることができた。

○相談事例

- ・発達面に課題のありそうな子がいるが、保護者に対してどこに相談するよう案内したらよいか。実際に発達特性がある場合、進学・就職はどのようになるか。
- ・入浴しておらず養育環境が心配な子がいるが、家族全員が入浴していない。母のメンタル不調もある。ネグレクト疑いで区保健師・児相に連絡済みであるが、これからどのような対応となるのか。また、他にできることはあるか。

《実施状況》

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相談受理件数	293件	188件	253件	308件	251件
支援継続件数 (年度末時点)	687件	584件	376件	271件	188件

③ 子ども・若者の居場所づくり

■子どもの居場所への関わり

「子どものくらし支援コーディネート事業」において、子どもコーディネーターが子ども食堂など子どもの居場所にも出向き、気になる子どもがいた際のつなぎ等を依頼している(子ども食堂訪問団体数:53件※令和8年3月末現在)。また、子ども食堂を中心に構成される「こども食堂北海道ネットワーク」とも情報交換を行うなど関係団体との連携を図っている。

■子どもの居場所づくり支援事業

子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体や子どもの見守りを行う団体に対し、活動に係る経費の一部を補助する事業を実施している。

《子どもの居場所づくり活動支援補助金》

内容	子どもの居場所づくりをする活動で、新たに開始する場合、又は内容の拡充や機能の強化を図って取り組む事業に対する補助
対象経費	会場使用料、保険料、普及啓発費、物品・教材購入費などの経費
補助金額	10万円以内/年、補助率:対象経費の2/3以内
令和7年度実績	16団体に計1,390千円を交付

※食事提供以外の地域活動の広がりを受け、令和6年度から補助対象事業の範囲を拡大。「食事の提供」を伴わない学習支援・体験活動を実施する居場所づくり活動も支援の対象とし、【子どもの居場所づくり活動支援補助金】へ改称(旧:子ども食堂活動支援補助金)。

《子どもの見守り強化事業補助金》

内容	子どもたちに食事の提供、学習支援又は生活支援指導等の支援活動を実施する子ども食堂などの団体が行う居場所での活動や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に対する補助
対象経費	人件費、食材購入費、運搬費、物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費、保険料などの経費
補助金額	40万円以内/年、補助率:10/10
令和7年度実績	10団体に計2,142千円を交付

■児童会館

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、現在は112館整備している(令和7年度末時点)。小学校の改築等に併せて既存の児童会館やミニ児童会館を小学校と複合化した児童会館とする再整備を進めており、令和7年度は、「定山溪児童会館」(義務教育学校定山溪学園)を整備した。

■ミニ児童会館

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余剰教室等を活用したミニ児童会館を設置しており、現在は87館整備している(令和7年度末時点)。

■中・高校生の居場所づくり

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自

分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、夜間利用「ふりーたいむ」の実施など、中・高校生の利用促進につながる体制及び環境づくりを行っている。

■こどもホスピスづくり活動支援

生命に関わる病気や障がいのある子どもとその家族が、安心して遊んだり学んだりできる居場所「こどもホスピス」を広く市民に知ってもらうため、北海道と連携しながら普及啓発に取り組んでいる。

令和7年度は、「こどもホスピスパネル展」を開催したほか、令和8年1月25日(日)には、病気や障がいの支援に取り組む団体の活動に対する支援の輪を広げるため、病気や障がいのある子どもと家族を支援する団体の活動PRイベント「子どもの笑顔が輝くまちへ～病気や障がいのある子どもたちの支援の輪を広げよう～」を、北海道と共催し、札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)北3条西交差点広場で開催。市内で支援に取り組むNPO法人2団体が参加し、各団体の活動を紹介するパネル展示や、活動資金につなげるためのオリジナルグッズ等の販売を行い、それぞれの活動のPRを行った。



(5) 子どもの権利侵害から子どもを守る取組

① 子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)の運営状況

■目的

権利条例第33条に基づき設置された子どもの権利侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

■特徴

- 権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- 相談の延長としての調整活動、救済の申立て、自己発意に基づく調査・調整・勧告等を行うことができる。
- LINE(子ども専用)、電話(子どもは通話料無料)、Eメール、面談等により相談を受け付けている。
- 土曜日(10:00～16:00)も相談窓口を開設。

■相談活動の実績

令和7年度の相談件数は、実件数1,141件、延べ件数3,041件であり、前年度比では、実件数で5.1%増、延べ件数で5.9%減であった。なお、この件数には、相談者に他機関を紹介したものや相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。



<<相談件数[P.3再掲]>>

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実件数	948 (7.5%増)	1,136 (19.8%増)	1,144 (0.7%増)	1,085 (5.1%減)	1,141 (5.1%増)
延べ件数	2,886 (10.7%減)	2,705 (6.3%減)	3,238 (19.7%増)	3,234 (0.1%減)	3,041 (5.9%減)

()は前年度比

■相談状況の内訳

相談延べ件数(3,041件)について相談者の内訳をみると、子ども本人からの相談が2,148件(70.6%)で最も多く、次いで母親からの相談が663件(21.8%)となっており、両者を合わせて相談延べ件数の9割以上を占めている。

相談方法別にみると、LINEが1,579件(51.9%)で最も多く、電話が1,220件(40.1%)、Eメールが159件(5.2%)、面談が82件(2.7%)となっている。

《相談方法・子どもとの関係別延べ相談者数》

関係 相談方法	子ども 本人	母親	父親	親族	学校	その他	合計
LINE	1,563件	6件	0件	7件	0件	3件	1,579件 51.9%
電話	488件	584件	59件	21件	16件	52件	1,220件 40.1%
Eメール	43件	61件	3件	16件	2件	34件	159件 5.2%
面談	54件	12件	5件	3件	2件	6件	82件 2.7%
その他	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件 0.0%
合計	2,148件 70.6%	663件 21.8%	67件 2.2%	48件 1.6%	20件 0.7%	95件 3.1%	3,041件 100.0%

■調整活動の実績

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、救済の申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

令和7年度の調整活動は、25件の案件について実施した(6年度は28件)。

このうち学校と子ども(保護者)の間に立って問題の解決を図った学校を調整先とする案件は8件あった。

《相談項目・調整先別「調整活動」件数》

相談項目	調整先						計
	小学校	中学校	高校	市教育委員会	市児童 ^{※1} 相談所	その他 ^{※2}	
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	2	3	0	1	15	4	25
学校(幼稚園)生活 (いじめ、子どもと教師の関係、不登校など)	1	1	1	3	3	0	9
合計	8			26			25 ^{※3}

※1 各区家庭児童相談室を含む。

※2 他相談支援機関(3件)、医療機関(1件)

※3 複数の調整先を持つ案件があるため、調整先別の調整活動件数の合計(34件)と調整案件数(25件)は一致しない。

■救済の申立てによる調査

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とし、解決のために必要なときは調査や調整を行う。調査や調整は、相手を諫めたり白黒をつけたりするためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

令和7年度は、以下のとおり3件の申立てを受理した。

	権利侵害の申立て内容	対処結果等	調査等の回数
案件1	離別した子との面会交流に関すること	権利条例第38条第1号(判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案)に該当するため、調査を実施しなかった。	—
案件2	離別した子との面会交流に関すること	権利条例第38条第1号(判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案)に該当するため、調査を実施しなかった。	—
案件3	いじめ被害に対する学校の対応について	調査の結果、学校による権利侵害の事実は認められず、是正勧告を要するような問題点を見出すことはできないと判断した。	7回

② 子どものための相談窓口連絡会議

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、様々な相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議」を開催している。

令和7年度は、事例検討を通じた機関相互の情報交換や、「境界知能」の支援の在り方に関する講義・意見交換を行った。

- ・ 開催回数:2回
- ・ 参加数:22機関

(6) 子ども・若者の可能性を広げていくための多様性のある社会の推進

① 子ども向け男女共同参画啓発事業

子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、小学6年生、中学3年生を対象に配布して普及啓発を実施した。

② 心のバリアフリーガイドの配布

心のバリアフリー(障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考え方や行動)を学ぶための福祉読本を小学4年生、中学3年生への配布を行い発行し、理解促進を図った。

③ 共生社会の実現に向けた取組

共生社会の実現を目指し、市(行政)・市民・事業者が連携・協働して取組を進めていくこと等を目的として、「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」(愛称:つながるさっぽろ条例)を制定し、令和7年4月1日に施行。本条例に基づき共生社会の実現に向けた各種取組を進めている。



2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(1) 子どもの意見表明の促進

① 子ども議会

未来を担う子どもたちが、主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会とする取組。

■概要

「私たち子どもが暮らしやすいまちにするために必要なことはなんだろう？」という問いのもと、子ども議員自ら設定した5つのテーマについて、関連する部局の市職員から市の現状などを学んだ上で、話し合いを重ね、市や市民ができることなどについて意見をまとめ、市長に直接報告した。

子ども議会全体の進行は、専門のファシリテーターが、テーマごとに分かれたグループの話し合いのサポートは、事前に研修を受けた高校生・大学生のユースファシリテーターが行った。

また、市長報告会の様子は札幌市広報部YouTube公式チャンネルSapporoPRDで広く公開した。

■参加者(公募)

- 子ども議員(小学4年生～中学2年生):25人
- ユースファシリテーター(高校生・大学生):10人

■開催回数

7回(市長報告会含む)

■意見概要

テーマ	提案内容
ネットトラブル対策	小中高校でネットトラブルに関する授業の拡充(実施校の増加)および、札幌市主催のシミュレーション体験イベントの開催。
地下鉄のルール・マナー	「女性と子どもの安心車両」のルールを直感的に理解できるようポスターのレイアウト(文字サイズ等)を改善し、チ・カ・ホなどを活用して周知を強化する。
通学路の安心・安全	試験的に片側2車線道路の一部を自転車専用レーンとするなど、自転車の走行環境を整備し、あわせて矢羽根(路面表示)の意味の周知を行う。
ユニバーサル遊具	車椅子からでも乗りやすい回転遊具や幅の広い滑り台などを備えた「ユニバーサルデザイン遊具」のある公園を各区に2～3か所程度増設する。
環境	さっぽろ雪まつりなどのイベント会場で、「レジ袋」と「パンフレット」の配布によるごみ持ち帰りマナーの啓発。

② 市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。資料には二次元バーコードも添付し、ウェブ回答も可能としている。

令和7年度は、「雪と共生するまちづくり」、「子ども減少時代の学校施設のあり方」の二つをテーマに287通の提案や意見が寄せられ、意見の概要やそれに対する札幌市の見解を、子ども



▲話し合いの様子



▲市長報告会の様子

の権利の広報紙に掲載している。

テーマ	概要	主な意見
雪と共生するまちづくり	冬の暮らしをもっと楽しく、もっと快適に過ごすためのアイデアを募集	<ul style="list-style-type: none"> ・雪がたくさん積もったら、登校時間を遅くしたり、オンライン授業にする ・誰の家とか関係なく、人の通る道を雪かきする ・学校のボランティア活動として地域の雪かき ・除雪車の体験で将来の担い手を増やす
子ども減少時代の学校施設のあり方	子どもの数がさらに減っていく、そんなこれからの時代の学校のあり方について意見を募集	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが減っていく以上、統合は仕方がない ・学校ではなくなっても高齢者と交流できる施設として建物は残してほしい ・統合で制服が新しくなる場合は生徒や在校生の意見も聞いてほしい ・通学距離が長くなりすぎないように注意が必要

③ 市政やまちづくりへの子どもの参加と意見表明の機会の促進

「こども基本法」においては、子ども施策の策定に当たって、子どもの意見反映に必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務づけられている。本市においても、より一層の充実化を図るため、子どもを対象としたパブリックコメント(キッズコメント)やアンケート、ワークショップを実施するなど、まちづくりへの子どもの参加や市政に子どもの意見を反映する取組を推進している。

《主な取組》

項目	内容
子ども編集会議	「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の考え方を子どもたちに分かりやすく伝えるため、公募で集まった子どもたち自身がパンフレットの内容やデザインを考える「子ども編集会議」を開催。進行役の高校生ファシリテーターのサポートの下、子どもたちが意見交換や発表を行い、子ども向けパンフレットを制作した。
札幌の冬の暮らしをみんなで考える市民ワークショップ	持続可能な雪対策の方向性、特に生活道路の雪対策の除排雪の在り方に対する考え方の傾向を確認するため、市民ワークショップを開催。無作為抽出により選出された16歳以上の市民へ案内を送付し、29名の高校生からの申込があった。ワークショップにおいては、理想などポジティブな側面から議論を始め、最終的に現実的な方策を考えるプログラム構成と、同世代でのグループディスカッションと多世代によるグループディスカッションを組み合わせることで、多角的な議論を行った。参加した高校生からは、若者らしい視点から様々な意見やアイデアが出された。

(2) 子どもの参加の促進

① 子ども運営委員会

児童会館やミニ児童会館全館において、子どもたちの自主性や積極性を育むために「子ども運営委員会」を設置し、施設運営のルール作りや様々な行事の企画・運営に子どもたちの意見を反映させたほか、地域住民を交えた世代間交流や高齢者施設を訪問し歌やダンスを披露するなどの様々な体験活動を企画し実施している。

② 少年団体の支援

地域の子どもの活動等の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーの育成をすることで、地域の活動の円滑化・活性化を図り、もって地域の子どもの健やかな成長を推進する「ジュニアリーダー養成研修」を実施しているほか、少年団体の育成、活動の推進、加入の促進等の支援を行っている。

(3) 多様な体験機会の場の充実

① 子どもの体験活動の場の支援

旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援している。Coミドリでは、プレーパークを実施するほか、子どもたちにとって魅力的な様々な体験プログラムを提供している。

【実績】

子どもの体験活動事業(プレーパーク及び体験プログラム)

- ・ 実施回数 339回(プレーパーク200回、体験プログラム139回)
- ・ 利用人数 40,201人(子ども24,072人、大人16,129人)

② プレーパーク事業の推進

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、地域住民等が、公園等において規制を極力減らして開催・運営する「プレーパーク」を推進している。

《実績》

普及啓発事業	札幌市プレーリーダー研修会の実施、24人参加 出前講座等:28回、3,046人参加
活動支援事業	プレーパーク実施団体に対する活動の支援 ・実施回数 150回 ・参加者数 7,303人

③ 野外教育事業

日常とは異なる環境の中で体験活動の機会を提供し、自己肯定感や達成感等を育むとともに、野外教育を支える人材を養成し、体験活動の質の向上や新たな機会を創出することを目的として実施。

令和7年度は野外教育事業への積極的な参加が難しかった不登校状態にある児童生徒の活動意欲、コミュニケーション力、自己肯定感の向上等を目的とする「チャレンジ自然体験」を実施したほか、自然体験活動を通じて、子どもとの関わりや安全管理、対話的な関係づくりを学ぶ「自然体験活動リーダー養成講座」を全7回のプログラムで開催した。

④ こどものまち「ミニさっぽろ」

働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに、市民自治についての意識を高めることを目的とする、社会体験イベントこどものまち「ミニさっぽろ2025」を、実行委員会形式で開催した。



令和7年度は令和7年10月4日(土)、10月5日(日)に、市内及び近郊の小学3、4年生を対象に開催され、参加者のサポートを行う「子どもボランティア」として小学5・6年生も参加した。

【実績】

- ・ 参加者数:3,019人(2日間合計)
 - ・ 出展、協賛企業数:76社
- ⑤ 子どもの職業体験事業(さっぽろキッズインターンシップ)

子どもたちが社会や職業への関心を高め、将来を考える大切さに気付く機会を増やし、子どもの「豊かに育つ権利」や「自分らしく生きる権利」の保障を体現することを目的とした企業訪問型の職業体験事業を実施した。

2年目となる令和7年度は、小学校の冬休み期間中に、市内の小学校5・6年生を対象として39種類の職業体験プログラムを実施した。

【実績】

- ・ 参加者数:316人

⑥ 少年少女国際交流事業

市内在住の中高生を対象とし、国際感覚を身につけた少年少女の育成を図るため、姉妹都市(ノボシビルスク市・大田広域市)やシンガポールとの相互派遣・受入を実施している。

令和7年度は、大田広域市の中高生10名の受入れを実施し、市内の中学2年生14名をシンガポール共和国に派遣した。令和8年度は、市内の中高生10名を大田広域市に派遣し、シンガポール共和国の中学3年生14名の受入れを実施する予定。



(4) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子どもの参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

《子どもの参加 事例数》

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
市政への参加※1	34	31	38	44	78
イベント等への参加※2	344	414	556	581	584

※1 子ども向けのパブリックコメント、アンケート、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※2 イベント当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

《子どもに分かりやすい情報発信 事例数》

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ホームページ	213	269	333	349	399
パンフレット等	217	267	336	355	382
その他	109	145	153	160	192

② 地域

地域団体等が実施している、子どもの参加の実践例などの取組状況について調査し、情報を広く発信することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

《事例数》

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
企画運営※ ¹	8	11	19	32	36
行事への参加等※ ²	93	144	251	330	372
大人の取組※ ³	66	92	100	107	123

※¹ 行事の計画段階から子どもが関わっているもの。

※² 行事当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

※³ 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組活動など。

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(1) 児童相談体制の強化

① 児童虐待への対応状況

24時間365日対応している「子ども安心ホットライン」を児童相談所に開設しており、虐待通告を受け付けるとともに、子育ての悩み相談にも対応している。

各区の家庭児童相談室には、家庭児童相談担当係長、事務職員、家庭児童相談員が配置されているが、令和2年度以降、大規模区等に事務職員を1～2名増員しているほか、令和4年度には家庭児童相談員を全区で1名増員する等体制を強化している。

児童虐待取扱件数(児童数)としては、令和6年度で2,468件となっており、その内訳として身体的虐待:26.1%、性的虐待:1.6%、ネグレクト:20.1%で、特に心理的虐待の割合が全体の52.2%と多くを占めている(集計中)。

《児童虐待取扱件数(児童数)》※速報値

※5年度以降は、当該年度中の取扱開始及び支援内容の変更分のみ計上。令和5年度については前年比との比較ができないため、増減は非表示。

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
児童相談所	2,402 (6.7%減)	2,286 (4.8%減)	2,627 (-)	2,468 (6.1%減)	集計中
区役所	297 (0.7%増)	415 (39.7%増)	461 (-)	461 (増減なし)	集計中

()は前年度比

《児童虐待通告受付件数(児童数)》※速報値

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
児童相談所	2,668 (15.3%減)	2,280 (14.5%減)	2,702 (-)	2,587 (4.3%減)	集計中
区役所	425 (1.4%増)	440 (3.5%増)	378 (-)	467 (23.5%増)	集計中

()は前年度比

② 児童相談体制の強化に向けた取組◆

専門的相談支援体制を強化するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員や、警察との連携強化のため相互に職員の派遣を行うなど、「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に掲げる取組を計画的に実施してきた。令和3年7月1日より特定任期付職員として常勤弁護士

(法務専門官)を配置しているが、親権者等の同意を得られない一時保護開始に係る司法審査が令和7年度から導入されるなど、法的専門性の強化が引き続き必要となっている。

さらに、令和7年度からは、北区及び東区を担当する北部担当部長を新設し、エリアマネジメント体制の強化を図っているところ。

③ 東部児童相談所の開設◆

同プランに基づく東部児童相談所((仮称)第二児童相談所)については、令和7年9月22日に施設の供用を開始したところ。

④ 児童虐待防止の取組

地域における虐待の予防や早期発見に向け、オレンジリボン地域協力員の養成研修を実施しているほか、「児童虐待防止推進キャンペーン」(11月)を中心に、「札幌市オレンジリボン講演会」(令和7年度はこども家庭庁・北海道と共催し、「こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithほっかいどう」を実施)をはじめとした各種啓発活動を行っている。

また、保育所や学校、事業所の教職員など日常的に子どもと関わる方向けに、日常的に見てもらい支援の際に役立てられるよう、児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を配布するとともに、相談先を周知するため小学校1年、4年、中学校1年に在籍する児童・生徒にミニカード付相談機関案内チラシを配布した。

《令和7年度 こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithほっかいどう》

日 時	令和7年11月3日(月)14:00~16:30(対面、オンライン) ※令和7年11月4日~アーカイブ配信中
内 容	1 基調講演:感情的にならない子育てとこどもまんなか社会の実現に向けて ~こども虐待防止は風上対策ヘシフトを~ 講師:高祖 常子 氏(認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク副理事長) トークセッション:もっと知ってほしい189。こどもと親の笑顔のために。 出演者: <ul style="list-style-type: none"> ● 田中 賢介 氏(元 北海道日本ハムファイターズ/田中学園 立命館慶祥小学校 理事長) ● 横山 尚幸 氏(元 札幌市児童相談所法務担当課長/現 札幌弁護士会 こどもの権利委員会 副委員長) ● 高祖 常子 氏(NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク副理事長) ● 高橋 ユウ 氏(モデル/タレント) ● モデレーター:徳井 健太 氏(平成ノブシコブシ)

《令和7年度 医師による子ども虐待対応のための研修会》

日 時	令和8年1月16日(金)18:30~20:00(札幌市教育文化会館)
対 象	医師、看護師、ソーシャルワーカーなどの医療関係の方をはじめ、児童福祉関係分野に従事している方
内 容	講義:親を理解し、親を支える ~こどもの健やかな育ちと世代間連鎖を断ち切るために~ 講師:宮川 雅美 (児童相談所医事担当部長) 宮川医事担当部長が親子支援のアプローチとして、親子相互交流療法(PCIT)とこどもと大人の絆を深めるプログラム(CARE)について講義した。

⑤ 児童虐待防止対策推進本部

令和7年度に開催した本部会議においては、令和元年6月死亡事例に係る検証報告書等を踏まえた各局区の具体的な取組内容や職員育成ビジョン※に基づく各局の人材育成に係る取組内容について協議を行った。また、区及び児童相談所職員の実践力向上に向けた研修等の取組や、児童相談所と地域関係機関との連携に関する取組についても協議を行った。

※職員育成ビジョン(児童虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン)…児童虐待防止に従事する全ての職員が持つべき理念や、具体的な支援場面においてとるべき行動を柱として規定

(2) 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

① 社会的養護児童に向けた取組

児童養護施設や里親等に措置されている児童に対し、措置先で安心した生活を送るために必要な子どもの権利について理解を促すことを目的に、「子どもの権利ノート」を作成し、手渡している。なお、内容は措置先や子どもの年齢、理解の程度に応じたものになるよう工夫している。

また、令和6年度から、児童養護施設で生活している児童を対象に、意見表明支援員を派遣する事業を開始した。



▲施設用
(幼児・低学年版)



▲里親・ファミリーホーム用
(高学年版)

② 里親支援センターの設置◆

児童福祉法の一部改正により、里親支援事業や里親等への相談対応を行うことを目的とした施設として、令和7年4月に新たに里親支援センター(興正里親支援センター)を設置。里親支援センターでは、新たな里親の募集や制度の普及啓発、里親向け研修・トレーニング、里親と子どものマッチング、里親の養育開始後の相談・支援までを一貫して行い、里親やファミリーホーム、そこで暮らす子どもを包括的にサポートしている。

③ 社会的養護自立支援拠点の設置◆

児童福祉法の一部改正により、児童養護施設、里親家庭等で養育された方及び虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方等の孤立を防ぎ、適切な支援につなぐための社会的養護自立支援拠点を令和7年8月に開設。社会的養護自立支援拠点では、相互交流の場の提供、相談支援、法的支援及び帰住先を失っている場合の一時避難的な居場所の提供等を行っている。

(3) ヤングケアラーへの支援

① ヤングケアラー支援ガイドライン

令和3年5月、国の関係機関による「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」から報告を受け、令和3年6月にヤングケアラーの支援策について組織横断的な検討を行うための作業ワーキンググループを子どもの権利総合推進本部に設置。支援体制等についての協議を進め、関係機関・団体等の共通認識を図ることで、ヤングケアラーを早期発見し、関係機関が連携し必要な支援につなげていくことを目的として、令和5年1月にヤングケアラー支援ガイドラインを策定し、地域関係者や学校等に配布したほか、庁内を始めとする関係機関などにも広く周知を行った。

令和6年6月12日に子ども・若者育成支援推進法が改正されたことを受け、令和7年2月にガイドラインを改訂し、改正法の中で示されたヤングケアラーの定義等を明記した。

② ヤングケアラーに関する専門相談窓口の設置

令和5年4月より、ヤングケアラー本人のほか、その家族や関係する職員、地域関係者等から広くヤングケアラーに関する相談に応じるための専門相談窓口を設置。

《概要》

相談方法	対面のほか、電話、メール、SNS等で実施
対応時間	年未年始、祝日等を除く、月曜日から土曜日の10時から18時まで (SNSによる相談は19時まで)
相談件数 (令和7年度)	770件

③ ヤングケアラー交流サロン

令和4年10月より、家庭のような雰囲気の中で安心して過ごせるよう、定期開催型として市内中心部の一軒家を、出張開催型として市内5か所の若者支援施設等を会場に、主に15歳以上を対象に、当事者同士が気軽に悩みを打ち明けられ交流できる居場所機能と、必要に応じて連携支援を行う相談支援機能を兼ね備えた、ヤングケアラー交流サロンを開設。

交流サロンは、匿名・顔を映さないオンライン参加も可能とし、プログラム後も参加者が自由に過ごすことができる(放課後トーク)時間を設定し、より気軽に悩みを打ち明けられる場となるようにしている。

《実績》

日時	毎月第二土曜日14:00～15:30(終了後、放課後トーク～16:30まで)を定期開催日とし、随時、出張開催を実施
対象	市内在住または在学する、15歳以上の子ども・若者
参加方法	来場またはオンライン

《参加人数(令和7年度)》

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
人数	7	6	3	6	166	3		
開催月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
人数	24	78	4	21	24	11	353	

④ ヤングケアラー支援研修

ヤングケアラー支援に関心のある方を対象とした「基礎編研修」と、支援者向けの「実践編研修」を開催。

	基礎編	実践編
実施日時	11月12日	12月17日、18日
形式	集合形式+動画配信	集合形式
受講者数	(集合):122名	2日合計:79名
内容	①札幌市のヤングケアラー支援の取組について ②ヤングケアラー経験者と支援者によるトークセッション	①講義(ヤングケアラー支援の現状、体験談、支援のあり方等) ②演習(ヤングケアラーの立場になって支援を考えるワークショップ)

⑤ ヤングケアラー世帯訪問支援事業

ヤングケアラーがいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施するとともに、不安や悩みを傾聴することにより、家庭環境を整え、ヤングケアラーの負担を解消・軽減することを目的に令和6年度より実施。令和7年度は3世帯の利用があり、本事業の導入により障がい福祉サービスの利用につながる世帯もあった。

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家事支援(食事準備、洗濯、掃除、買い物代行など) ・育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎など) ・その他ヤングケアラーの負担軽減につながる援助(世帯員の通院の付き添いなど)
------	--

4 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

(1) 子どもをいじめから守る取組

① 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の趣旨等を踏まえ、平成28年6月に策定した「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を令和6年4月に改定した。「学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底」することをいじめ防止のビジョンに掲げ、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行うべく連携を図り、いじめ防止に取り組んでいくとし、いじめの見逃しなどを防ぐ組織的な対応やICTを活用した児童生徒のSOSの早期発見・早期対応などの新たな取組を加えた。

方針の改定を踏まえ、令和6年度は、いじめの早期発見・対応に向けて、全ての市立学校に「心の健康観察」アプリを導入したり、学校いじめ対策組織の会議については、定例の会議を月に1回開催することとしたりするなど、いじめの防止等の取組を強化した。

このほか、学校が抱える対応が困難な諸課題の解決に向け、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育委員会や学校に対して、法的側面からの助言等を行う弁護士であるスクールロイヤーを活用し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題に関する対応の支援を行った。

② 悩みやいじめに関するアンケート調査

教育委員会においては、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施し、「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから状況を聞き取り、適切に対処した。各学校においては、必要に応じていじめ防止基本方針を見直すとともに、いじめの取組の年間計画に基づいた組織的ないじめ防止策を推進した。

また、教育委員会のアンケート調査のほか、学校独自のアンケート調査を定期的に行い、その回答を基に子どもとのきめ細かな教育相談を実施することで、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

《いじめに関する意識調査結果(市立小学校、中学校、高等学校の合計)》

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
いじめられたことがある	10.5% (14,317人)	10.8% (14,538人)	11.8% (15,576人)	15.2% (19,137人)	23.6% (30,345人)
ない	89.0% (121,445人)	88.4% (118,689人)	87.3% (115,433人)	84.8% (106,724人)	76.4% (98,088人)

※ 「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い、保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、解消に向けて教育委員会が継続的に状況を確認している。

※令和7年度のアンケート調査では、いじめの有無を問う設問について、具体的ないじめの行為を示すことで、子どもが具体的な場面や行為を想起して答えられるようにした。

(2) 子ども・若者の命を守る取組

① 自殺予防事業

市立学校においては、「心の健康観察」アプリを導入し、日々の健康観察やアンケートを実施し、子どもの困りや悩みの早期発見に努めるとともに、組織的な対応の徹底を図った。

令和7年度は管理職や生徒指導担当の教職員を対象とした生徒指導研究協議会を2回開催し、自殺を防ぐための取組等をテーマとして行った。

また、子どもたちがより相談しやすくなることを目指し、相談窓口周知カードの記載を工夫したり、教職員の経験年数に応じた研修内容を充実させたりして、子どものSOSを見逃さない体制を整えた。

更に、市立学校全ての教職員を対象として、「子ども理解に関わる研修会」を実施し、子どもの命を大切にする指導の徹底に向けて、自殺予防の取組やゲートキーパーについての理解を深めるため、各校にて設定した自殺予防に関するテーマに沿って、教育委員会が作成した動画等を基に協議した。

関係機関との連携においては、本市の子どもの自殺防止対策に資することを目的として、「札幌市子どもの命を守る連携協力会議」を開催し、自殺関連行動への対応等について協議を行い、有識者等から広く意見を得ながら、適切な対応や連携の在り方について検討した。

② 小中学生等に対する自殺予防啓発事業

札幌市内の児童・生徒に自殺予防の正しい知識を持ってもらうため、市内の小中学校等で授業や学校行事の一環として普及啓発活動を行った団体に対し、その経費の一部を補助した。

令和7年度実績 12件

基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実

(1) 切れ目のない支援と多様なニーズに対応するための伴走型支援

① 困難を抱える若年女性支援事業

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」の提言の1つである「思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性」と実態調査で明らかになった課題を踏まえ、令和3年8月から、様々な困難を抱える10代後半から20代の女性を主な対象に、支援を必要としている方とつながり、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の支援事業「LiNK」を開始。

SNSを用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りや臨時相談室の設置などのアウトリーチ支援や、居場所の確保、就労や医療機関の連携など自立に向けた支援のほか、行政機関、民間支援団体などによる関係機関連携会議を設置し、各関係機関との連携を図りながら支援を行っている。

令和6年度、7年度には、地下鉄駅構内や商業施設のトイレに広報ステッカーを貼付するなどして周知の強化を図った結果、相談人数は大幅に増加した。(令和6年度相談人数:184件)

■アウトリーチ支援

《夜間見回り等の実施状況》

夜間見回り実施回数	9回
SNS見回り実施回数	338回

《相談及び面接の実施状況》

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数	65	0	248	120	7	1	441
延べ人数	—	0	—	128	7	1	—

■居場所の提供に関する支援

《宿泊を伴う保護人数》

短期	長期 (2週間を超える場合)
10	4

■自立に向けた支援

《自立支援計画を策定した人数／年齢別内訳》

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
人数	0	3	0	0	0	0	3

2 学齢期・思春期における環境の充実

(1) 不登校の子どもへの支援

① 相談支援パートナー事業

不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「相談支援パートナー事業」を実施した。「相談支援パートナー」を全ての小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校に配置し、子どもたちが安心して学校で過ごすことができるよう、校内教育支援センターでの学習や体験活動、玄関での出迎えや電話による働きかけなど、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行った。

《実績》

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支援を行った児童生徒数	1,360	2,101	2,287	2,731	2,667

② フリースクール

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

《実績》

補助団体数	12団体
補助額合計	23,858千円
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

③ スクールカウンセラー(SC)

全ての市立学校に心の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みのある児童生徒やその保護者への教育相談体制の充実を図った。スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者向けの文書を発行したり、命の大切さをテーマにした授業の講師を務めたりするなど、各学校における心の健康に関する啓発に取り組んだ。また、小学校における相談体制を充実させるため、令和6年度から小学校の配置時数を69時間から140時間に拡充した。

《SCの配置時数(時間/校)》

校種別	小学校	中学校	義務教育学校	中等教育学校	高等学校	特別支援学校*
年間時数	140	280	420	560	280	840

※5校合計

④ 教育支援センター

市内6か所の教育支援センターでは、不登校児童生徒の社会的自立へ向けた不登校状況の改善を図るため、仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組む支援プログラムを実施した。また、東区、清田区、厚別区、手稲区において、教育支援センターサテライトを開所し、加えて、メタバースを活用したオンラインコースでの支援を試行実施した。

《実績(6施設合計)》

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
登録児童生徒数	218	276	334	401	386

⑤ 児童生徒を取り巻く問題解決への支援(スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業)◆ 児童生徒の悩みや困りの背景には、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒がおかれてい

る環境に問題が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難なケースも多い。このため、教育の分野に関する知識に加えて、社会福祉等の高度な専門的知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーが学校を担当する体制とし、児童生徒がおかれた様々な環境に働きかけたほか、関係機関等とのネットワークを活用して問題の解決に向けた活動を進めた。

《SSWの対応件数》

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対応件数	1,851	2,152	2,304	3,712	9,760

3 青年期における環境の充実

(1) 悩みや不安のある若者やその家族に対する相談体制の充実

① 若者への支援(若者支援施設)

若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所の若者支援施設を拠点として、高校生等を含む若者の居場所を提供し、若者の社会的自立に向けた支援や交流・社会参加のきっかけづくりを行っている。

② 若者の社会的自立促進事業

高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施。札幌市若者支援総合センターを中心として、若者活動センター及び協力団体会場において進路や進学悩みを持つ高校中退者等に対し、延べ252件の学習相談に応じるとともに、市内4会場において高卒認定資格取得及び高校等入学に向けた学習支援を実施した。学習支援には46名が参加し、うち11名が高卒認定資格を取得し、1名が高校入学試験に合格した。

Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。令和7年度は、第7期委員会(令和5年7月～令和7年6月)及び第8期委員会(令和7年7月～令和9年6月)において権利条例に関する取組状況の検証を行った。

■実績

- ・ 委員数:15名(公募委員6名、うち3名が子ども委員)
- ・ 分野:学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
- ・ 開催回数:2回

2 第4次子どもの権利に関する推進計画

権利条例に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。計画の評価・検証は、子どもの権利委員会で実施している。

■計画期間

令和7年度～令和11年度(5年間)

■基本理念

子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち

■基本目標

1. 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実
2. ライフステージの各段階における環境の充実

〈成果指標〉

指標	対象	令和5年度 《当初値》	令和6年度	令和7年度	目標値 《令和11年度》
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合※1	子ども	63.8%	63.6%	44.4%	70.0%
	大人	37.6% (42.7%)	50.5%	38.2%	65.0%
自分には様々な可能性があると思う子どもの割合※1		69.0%	71.9%	62.4%	75.0%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合※2		93.1%	92%	93.3%	96%

※1 平成30年度、令和5年度は「子どもに関する実態・意識調査」結果。令和6年度、7年度は「子ども・子育てに関するアンケート調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「悩みやいじめに関するアンケート調査」結果。教育委員会が実施。

《活動指標》

指標	対象	令和5年度 《当初値》	令和6年度	令和7年度	目標値 《令和9年度》
子どもの権利についての 認知度 ^{※1}	子ども	65.2%	70.6%	70.8%	75.0%
	大人	54.4% (42.7%)	62.2%	78.6%	75.0%
市政への子どもの参加の取組の実 施件数		38件	44件	78件	90件
子どもコーディネーターが新たに支 援・見守りを行った子どもの総数		253人	561人	812人	1,270人

※1 令和5年度は「子どもに関する実態・意識調査」結果。令和6年度、7年度は「子ども・子育てに関するアンケート調査」結果。子ども未来局が実施。